

那覇市公報

第1821号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について（建築指導課）
..... 962

○建築基準法第42条第2項の規定による道路の廃止について（建築指導課） 963

◇ 公 告 ◇

○一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について（建築指導課） 964

○令和4年度那覇市における等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数
（人事課） 965

○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課） 970

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課） 973

○令和5・6年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付について（法制契約課） 977

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について 978

告 示

那覇市告示第 273 号

令和 4 年 9 月 16 日

掲 示 済

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指 定 番 号：第4号
- 2 指定道路の種類：第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指 定 年 月 日：令和4年9月16日
- 4 指定道路の位置：那覇市首里石嶺町四丁目86番3の一部、86番8、87番17、87番21
- 5 指定道路の幅員：4.00～4.05m
- 6 指定道路の延長：22.84m

那覇市告示第 276 号
令和 4 年 9 月 20 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 2 項の規定による道路を次のとおり廃止したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃 止 番 号：第 5 号
- 2 廃止道路の種類：第 42 条第 2 項の規定による道路
- 3 廃 止 の 年 月 日：令和 4 年 9 月 20 日
- 4 廃止道路の位置：那覇市字与儀後原 182 番 1
- 5 廃止道路の延長及び幅員：延長32.319m 幅員1.744m～2.056m

公 告

那覇市公告第 343 号

令和 4 年 9 月 13 日

掲 示 済

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項
の縦覧について

建築基準法第86条第2項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定をしましたので、同条第8項の規定により公告します。その対象区域、建築物の位置等の事項を表示した図書を一般の縦覧に供します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 認定番号
第R 4 認定通知那覇市000002号
- 2 認定年月日
令和 4 年 9 月12日
- 3 対象区域の地名地番
那覇市松川 1 丁目250番 1 他41筆
- 4 縦覧に供する場所
那覇市役所 まちなみ共創部 建築指導課
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 9 階

那覇市公告第 354 号

令和 4 年 9 月 20 日

掲 示 済

令和4年度那覇市における等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数

地方公務員法第58条の3第2項の規定により、令和4年度の等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

＜等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数について＞

この公表は、等級別基準職務表に基づく職務の各等級への格付けの運用に係る地方公共団体の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、令和4年度における本市の等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数を給料表ごとに市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 行政職給料表 等級別基準職務表
- 2 医療職給料表（1） 等級別基準職務表
- 3 医療職給料表（2） 等級別基準職務表
- 4 医療職給料表（3） 等級別基準職務表
- 5 任期付職員給料表 等級別基準職務表

公表の内容は、本市の各任命権者からの報告を基に作成しています。

この公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900－8585 那覇市泉崎1－1－1

那覇市役所 総務部人事課 電話 098－861－7499

FAX 098－943－0289

1 行政職給料表 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務	307	15.0	主事	203	616	30.1	主事級
				技師	32			
				消防士	53			
				公民館主事	1			
				学芸員	1			
				保育教諭	17			
2 級	1 困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務 2 消防副士長の職務	309	15.1	主事	209			
				技師	32			
				教育相談員	3			
				消防副士長	26			
				消防士	2			
				公民館主事	3			
				学芸員	2			
				保育教諭	32			
3 級	1 主任主事、主任技師、主任保育士、主任保育教諭又は消防士長の職務 2 困難な業務を処理する消防副士長 3 特に困難な業務を処理する教諭の職務	517	25.3	主任主事	272	517	25.3	主任級
				主任技師	53			
				消防士長	83			
				主任学芸員	5			
				主任保育士	2			
				主任専門員	1			
				主任公民館主事	6			
				主任教育相談員	2			
				主任保育教諭	92			
				教育保育指導主任	1			
4 級	主査、専門主査、消防司令補、主任教諭又は那覇市立幼保連携型認定こども園の教頭の職務	466	22.8	主査	341	466	22.8	主査級
				消防司令補	78			
				分館長	5			
				館長(主査級)	4			
				児童館長	1			
				専門主査	10			
				学芸員主査	1			
				専門員主査	1			
				教頭	21			
				教育保育指導主査	4			

5級	主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立幼保連携型認定こども園の園長の職務	263	12.9	主幹	203	263	12.9	主幹級
				専門主幹	9			
				消防司令	29			
				園長	19			
				教育保育指導主幹	3			
6級	課長、担当副参事、副参事、支所長又は消防司令長の職務	138	6.8	課長	50	138	6.8	課長級
				副参事	38			
				担当副参事	22			
				消防司令長	14			
				支所長	3			
				館長	2			
				室長	8			
				出納室長	1			
7級	副部長、次長、参事、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長又は消防監の職務	26	1.3	副部長	13	26	1.3	副部長級
				参事	7			
				消防監	2			
				消防監(次長)	1			
				監査委員事務局長	1			
				選挙管理委員会事務局長	1			
				議会事務局次長	1			
				8級	政策統括調整監、部長、保健所長、参事監、会計管理者、議会事務局長又は消防正監の職務			
部長	11							
参事監	1							
消防正監	1							
会計管理者	1							
議会事務局長	1							
	合 計	2,042	100.0					

2 医療職給料表 (1) 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	0	0	—	—	1	25.0	主事級・主任級・主査級
2級	1 主任医師又は主任歯科医師の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師又は歯科医師の職務	1	25.0	主任医師	1			
3級	1 課長又は副参事の職務 2 主幹の職務	2	50.0	主幹	2	2	50.0	課長級・主幹級
4級	1 保健所長又は参事監の職務 2 参事の職務	1	25.0	保健所長	1	1	25.0	部長級・副部長級
合 計		4	100.0					

3 医療職給料表 (2) 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務	0	0	—	—	3	11.5	主事級
2級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務	3	11.5	栄養士	2			
				薬剤師	1			
3級	主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任言語聴覚士の職務	17	65.4	主任栄養士	9	17	65.4	主任級
				主任薬剤師	1			
				主任診療放射線技師	1			
				主任作業療法士	2			
				主任言語聴覚士	1			
				主任獣医師	1			
				主任臨床検査技師	2			
4級	主査の職務、主任薬剤師 (主査級)	4	15.4	主査	4	4	15.4	主査級
5級	主幹の職務	2	7.7	主幹	2	2	7.7	主幹級
6級	課長又は副参事の職務	0	0	—	—	0	0	課長級
合 計		26	100.0					

4 医療職給料表（3） 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
2級	保健師の職務	22	28.9	保健師	22	22	28.9	主事級
3級	主任保健師の職務	25	32.9	主任保健師	25	25	32.9	主任級
4級	主査の職務	16	21.1	主査	16	16	21.1	主査級
5級	主幹の職務	9	11.8	主幹	9	9	11.8	主幹級
6級	課長又は副参事の職務	4	5.3	課長	1	4	5.3	課長級
				担当副参事	3			
	合 計	76	100.0					

5 任期付職員給料表 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務	6	66.7	調理員	6	6	66.7	主事級
2級	1 困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務 2 消防副士長の職務	0	0	—	—			
3級	1 主任主事、主任技師、主任保育士、主任保育教諭又は消防士長の職務 2 困難な業務を処理する消防副士長 3 特に困難な業務を処理する教諭の職務	0	0	—	—	0	0	主任級
4級	主査、専門主査、消防司令補、主任教諭又は那覇市立幼保連携型認定こども園の教頭の職務	0	0	—	—	0	0	主査級
5級	主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立幼保連携型認定こども園の園長の職務	3	33.3	主幹	3	3	33.3	主幹級
合 計		9	100.0					

那覇市公告第 355 号
令和 4 年 9 月 20 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年9月5日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	企画財務部 企画調整課 D X 推進室 電話(内線)2122			
個人情報管理責任者	D X 推進室長			
業 務 の 名 称	(仮称) 那覇市D X 推進計画策定業務			
業 務 の 目 的	(仮称) 那覇市D X 推進計画を審議するための審議会			
個人情報の対象者	那覇市 I T 戦略会議委員			
業務の開始年月日	令和4年8月16日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☒ 職 業 ☒ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報収集方法 ☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(報酬支払時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☒ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年9月6日

那覇市長宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	環境部 環境政策課			電話 951-3231
個人情報管理責任者	環境政策課長			
業 務 の 名 称	廃棄物不適正処理に係る行政指導・処分等に関する業務			
業 務 の 目 的	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政指導及び処分等を行う為			
個人情報の対象者	指導対象者等 (市民・土地所有者管理者・事業者・廃棄物処理許可業者等)			
業務の開始年月日	平成25年4月1日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☒ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ そ の 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ そ の 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意) 法令等 公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(指導対象の個人情報が必要となった事案が生じた時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第2号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 356 号
令和 4 年 9 月 20 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 4 年 8 月 30日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	保護第一課 保護第二課 保護第三課	目的外利用部課 又は提供先	ちゃーがんじゅう課
業 務 の 名 称	那覇市成年後見制度利用支援事業 審判の請求業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	・対象者(被保護者)の戸籍情報の写し(4親等内の親族) ・対象者(被保護者)の生活歴 ・扶養調査の照会結果 ・親族とのやり取りの記録 ・親族関係図		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課において、老人福祉法第32条の規定に基づき実施している審判請求業務に必要な対象者及び4親等内の親族の戸籍情報は、関係市町村各市民課へ照会を行っているが、調査完了までに1～3ヶ月ほどの期間を要している。しかし、対象者が生活保護受給者の場合は、保護課において、扶養調査としてすでに同様の照会を実施している状況がある。また、審判の請求にあたっては、対象者の生活歴や親族の意向確認も必要となるが、保護課では対象者の生活歴、扶養調査の一環としての親族との調整記録も保有している。令和4年7月現在での、新規成年後見等市長申立相談件数13件中9件が生活保護受給者、うち5件は担当ケースワーカーからの相談となっている。老人福祉法第5条の4の規定に基づき、市町村は、この法律の施行に関し、老人の福祉に関わる必要な実情の把握に努める他、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行わなければならない、とされている。保護課が保有する個人情報の提供を受けられれば、調査期間が短縮され、円滑に、かつ迅速に、対象者を必要な)		

	制度に繋ぐことができ、ひいては対象者の福祉の増進が期待される。成年後見制度は本人の権利を擁護するための制度であり、保護課が保有する個人情報を利用させ又は提供することは、公益の目的に合致し、本人の権利・利益を侵害しない。本市では、那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号を根拠とする目的外利用においては、類型的に認められている事項（平成18年3月29日審議会承認）があり、本件はその事項1に該当すると法制契約課市政情報・審査請求Gへ確認済（令和4年6月6日）である。） ☐那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐番号法第19条第1号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）
目的外利用又は提供をする理由	保護課が保有する個人情報の提供を受けられれば、調査期間が短縮され、円滑に、かつ迅速に、対象者を必要な制度に繋ぐことができ、ひいては対象者の福祉の増進が期待されるため。
届出担当部課	ちゃーがんじゅう課 電話 098-862-9010

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和4年9月13日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	障がい福祉課	目的外利用部課 又は提供先	健康増進課 新型コロナ ウイルスワクチン接種推進室
業 務 の 名 称	新型コロナウイルスワクチン接種推進事業（オミクロン株対応用）		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和4年9月6日（火） ☐ 随 時（ ）		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	令和4年9月1日付け、令和5年3月末までに12歳以上に到達する方 （2011年4月1日以前に生まれた方）のうち、身体障害者手帳（視 覚障害）1級及び2級保持者のリスト。＜住民コード、氏名、カナ、 生年月日、性別、住所、方書、視覚等級＞		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当（類型事項1） ※第5号に該当する場合の内容 （ 審議会承認類型事項1 ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	予防接種法附則第7条の規定に基づく新型コロナウイルス感 染症に係る予防接種について、R4.10月よりオミクロン株に対応 したワクチン接種が開始する。初回接種を完了した全ての住民 が対象となっており、10月以降随時接種を発送する予定である。 その際に、視覚に障がいのある方々へ、接種券や封筒等へ点字シー ルを貼付のうえ送付するため、上記情報が必要となる。		
届 出 担 当 部 課	健康増進課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 電話（内線）6496		

那覇市公告第 386 号
令和 4 年 10 月 3 日

令和 5 ・ 6 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請
の受付について

令和 5 ・ 6 年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 建設工事については、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けている者であること。また、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- (3) その他市長が定める入札参加資格要件を満たしている者であること。

2 受付期間

令和4年12月1日（木）～令和4年12月21日（水）[当日消印有効]

※市内・市外・県外業者の受付期間を区分せず、同一の期間とします。

3 申請及び受付方法

※郵送での申請のみとなります（窓口持参不可）。

4 提出書類等

競争入札参加資格審査の提出要領によります。

※入札参加資格審査願の提出要領・申請書様式等の詳細につきましては、令和4年11月初旬に那覇市ホームページへ掲載する予定です。

※CD-Rにデータを保存後、必要書類に同封し郵送してください（送付されたCD-Rは返却しません）。

5 送付先・問い合わせ先

那覇市総務部 法制契約課 工事契約グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話番号 直通 098-951-3253

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 11 号
令 和 4 年 9 月 8 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 10 号
指定工事店名	三栄工業株式会社
営業所所在地	沖縄県那覇市港町3丁目2番8号
代表者氏名	福田 郁絵
有効期間	自 令和3年4月1日 至 令和8年3月31日
異動年月日	令和4年8月31日
異動事由	代表者の変更